

## セクシュアル・ハラスメントの 予防対策に関する 国際的な動向と日本の対応



高峰修(明治大学)




1. なぜセクシュアル・ハラスメントは許されないのか
2. IOCによるSHAに対する取り組み
3. ヨーロッパにおける動向
4. アメリカ合衆国における動向
5. 日本における対応
6. 今後の課題

2



### 1. なぜセクシュアル・ハラスメントは 許されないのか

- セクシュアル・ハラスメント: アメリカで1970年代から、日本では1980年代から使われ出した概念
  - 労働、教育の分野で問題化
  - オリンピズムとの関わり~「個人」「他者」「社会・世界」の次元で尊厳・理解・平和を追求
- 
- セクシュアル・ハラスメントの短期・長期的破壊力
  - スポーツ環境のリスク特性

3



### 2. IOCによるSHAに対する取り組み

- 2007年 IOC(医事委員会)統一声明
- “Sexual Harassment and Abuse in Sport”
  - ✓ あらゆるメンバーはスポーツの環境において尊重され保護されるといった、安全なスポーツ環境を享受する権利を持つこと
  - ✓ SHAは文化の違いを超えた人権侵害であること
  - ✓ 競技者と指導者など周囲の人々との間には権力の相違があり、それがSHAの背景にあること
  - ✓ 問題の予防対策にむけた強力なリーダーシップをスポーツ組織に求めていること

4

## 「オリンピックアジェンダ2020 20+20提言」 にみる倫理関連項目

- ⑪ 男女平等を推進する
- ⑭ オリンピズムの根本原則第6項を強化する
- ③⑩ IOC倫理委員会の独立性を強化する
- ③① コンプライアンスを確保する
- ②⑦ 良好な統治の基本原則(PGG)を遵守する
- ③② 倫理を強化する

### IOC倫理規定 <A. 尊厳>

1. 個人の尊厳を守ることは、オリンピズムの根本要因である。
4. 参加者に対するあらゆる形態の身体的、職業的、性的ないやがらせ、及びあらゆる形の身体的、精神的傷害を与えることは禁じられる。
7. オリンピック関係者は、選手に対し、その身体的、精神的安定にとって望ましい安全、福利及び医療を保証しなければならない。

5

## 3. ヨーロッパにおける動向

- SHAの問題に携わる研究者によるプロジェクトチームが組織され、ドイツスポーツ少年団との連携において、主としてヨーロッパ各国の予防対策の現状をまとめた冊子を公開
- ヨーロッパ10ヶ国における取り組みのタイプ、主体、ターゲットグループ、ステイクホルダー、取り組みを実施するための財源と人的資源などを明示しながら具体的施策について報告し、情報を共有

6

## フランス: スポーツにおけるセクシュアル ハラスメント・性暴力の発見と予防

- タイプ: リサーチ
- 実施主体: スポーツ省
- 取組内容: 性暴力・性的虐待からのアスリートの保護
- ターゲットグループ: あらゆるレベルのアスリートと被害者
- 実施年: 2007~2009年
- ステイクホルダー: 国内スポーツ連盟
- 財的/人的資源: スポーツ省からの援助

7

- スポーツ省のワーキンググループによる活動
  - 倫理綱領の策定
  - スポーツセンターで予防・啓発プログラム
  - 関係者向きのトレーニングプログラム開発
  - コールセンターの開設
- 2008年 スポーツ大臣とNOC会長が倫理綱領に署名
- NOC参加の各連盟もこの問題に取り組むことに

8



- 2007～2009年にリサーチ
- 1,400人以上のアスリートに質問紙調査
  - 11%のアスリートがセクハラや性暴力、性的虐待を経験、6%がそうした状況に直面
  - 被害者の多くは女子、しかし男子も犠牲になっている
  - 女子はより“深刻な”状況を経験
  - 経験者の23%がはじめて報告

9



## ベルギー： “セクシュアリティと政策”に関する枠組み

- **タイプ:**アクションプランと政策
- **実施主体:** フランドル地方政府スポーツ部局とステイクホルダーとの共同作業
- **取組内容:** スポーツクラブにおけるセクシュアリティ政策に関する「モデルビジョン」「9つの道具」「背景となる情報」
- **ターゲットグループ:** 特に子ども向けのクラブや組織におけるすべてのステイクホルダー
- **実施年:** 2012年
- **ステイクホルダー:** Flemish sports authorities, Sensoa and Child Focus

10



- 2010年のカソリック教会事件を受け、スポーツを含むあらゆる分野の全国的な調査
- 2011年にベルギーNOCがシンポジウム
- 2012年にフランドル地方のスポーツ大臣が声明に署名

11



### <9つの道具>

- 政策を開始するハウツーを載せたガイドライン
- 手軽な探索: 自分のクラブの現状を評価するためのトピックリスト
- 政策の展望を作り出すための開始点
- 詳細な政策マトリクス
- スポーツリーダー向けの適性チェックリスト
- 内部ルールのチェックリスト
- 行動規範
- 行動定式文
- 救済組織の情報

12

## オランダ：セクシュアル・ハラスメントのためのヘルプライン

- タイプ: 支援・保護手続き
- 実施主体: SHプロジェクト、NOC\*NSF
- 取組内容: スポーツにおけるSHIに関するカウンセリング、支援、アドバイス
- ターゲットグループ: SHの犠牲者、被告、傍観者
- 実施年: 1998年
- ステイクホルダー: NOC\*NSF

13

## 4. アメリカ合衆国における動向

- NCAA (National Collegiate Athletic Association) ハンドブック
- 大学キャンパスが安全で健康的であるために、大学スポーツ競技(者)がいかに貢献できるか
- 各大学のスポーツ当局はキャンパスにおける一つのパートナーとして、大学キャンパスが抱えるこの問題の解決に貢献できる
- なぜなら大学スポーツは各キャンパスにおいてこうした問題を解決に導く特有のプラットフォームだから

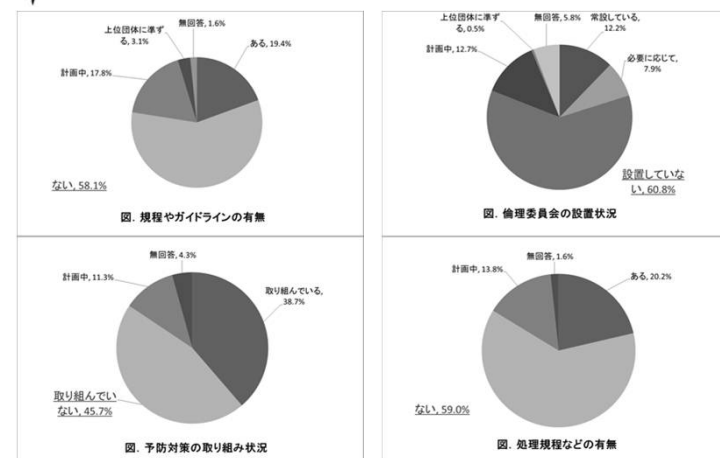
14

## 5. 日本における対応

- 2002年 日本陸上競技連盟「倫理に関するガイドライン」
  - 2004年 日本体育協会「倫理に関するガイドライン」
- 日本のスポーツ界全体を巻き込んだ予防対策の動きにはならなかった

15

NF63団体、都道府県体育協会48団体、法人格を有する群市町村の体育協会265団体、日本パラリンピック委員会の加盟競技団体48団体、都道府県レベル以上の高等学校体育連盟49団体、中学校体育連盟48団体、高等学校野球連盟48団、計569団体中191団体から回答





- 2014年 日本体育協会「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」
- 2014年～ JOC女性スポーツ専門部会にてSHガイドラインを検討

17



## 6. 今後の課題

- 2020東京大会をひかえ、日本のスポーツ界全体の動きとなるための仕掛けが必要
  - ✓ 監視と情報提供
  - ✓ 組織の体力を考慮しネットワーク化
  - ✓ イニシアチブ（スポーツ庁、全国統括組織、都道府県、大学...）
- オリンピック・ムーブメントのグローバルな展開に伴う途上国におけるSHAリスク増大

18



- Deutsche Sportjugend "Prevention of sexual and gender harassment and abuse in sports: initiatives in Europe and beyond"
  - > <http://www.dsj.de/childprotection/>
- NCAA "Addressing Sexual Assault and Interpersonal Violence: Athletics' Role in Support of Healthy and Safe Campuses"
  - > <http://www.ncaa.org/about/resources/mediacenter/news/ncaa-releases-new-handbook-addressing-sexual-assault>
- IOC "Sexual Harassment and Abuse in Sport"
  - > [http://www.olympic.org/Documents/Reports/EN/en\\_report\\_1125.pdf](http://www.olympic.org/Documents/Reports/EN/en_report_1125.pdf)
- 日本体育協会「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」
  - > <http://www.japan-sports.or.jp/Portals/0/data/katsudousuishin/doc/gaidorain.pdf>

19